国庫補助負担金の整理合理化の基本的な考え方

（地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）より）

国庫負担金と国庫補助金の区分の明確化

地財法
１０条
１０条の２
１０条の３
３４条

国庫負担金

- 経常的国庫負担金は真に国が義務的に負担すべきものに限定し、国が確実に負担
- 総合計画に基づく建設事業に係る国庫負担金は根幹的な事業に限定

国庫補助金（地財法１６条）

以下を除き原則として廃止・縮減

※
- 国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの
- 災害による臨時巨額の財政負担に対するもの
- 地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの

【整理合理化の手法】

① 地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているもの、人件費補助の一般財源化
→職員設置費、法施行事務費、施設運営費・設備整備費等に係る補助金０．２兆円程度
② 国庫補助負担金が少額なものの廃止・一般財源化（零細補助基準・採択基準の引き上げ）
③ サンセット化の推進、終期（５年）の設定
④ 補助率が低いもの(1/3未満のもの)、創設後一定期間経過したものの廃止・一般財源化
⑤ 新規の国庫補助金の設定の抑制、スクラップアンドビルド原則の徹底

○国庫補助負担金の分類（平成１５年度普通会計ベース）

	国庫負担金	国庫補助金		合計
		廃止・縮減対象外（上記※）	その他	
	８．８兆円	０．５兆円程度	２．９兆円程度	１２．２兆円程度
経常	６．３兆円程度	０．５兆円程度	１．０兆円程度	７．８兆円程度
投資	２．５兆円程度	０．０兆円程度	１．９兆円程度	４．４兆円程度

○ 国庫補助負担金の分類（平成１５年度普通会計ベース）

			経　常	投　資
負担金 （地財法 １０条 １０条の２ １０条の３ ３４条） 8.8兆円程度			(例) ・義務教育費国庫負担金 27,879億円 ・生活保護費負担金 15,132億円 ・児童保護費等負担金 7,662億円 ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億円 ・療養給付費等負担金 2,052億円 （国保基盤安定） 6.3兆円程度	(例) ・一般国道改修費補助 2,028億円 ・地方道改修費補助 1,534億円 ・公営住宅建設費等補助 1,359億円 ・交通連携推進街路事業費補助 1,086億円 2.5兆円程度
補助金（１６条）	分権計画により、廃止・縮減の対象外とされたものに該当するもの ※注参照	a	(例) ・原爆被爆者手当交付金 1,047億円 ・電源立地地域対策交付金 515億円	
		b	(例) ・休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 18億円	(例) ・災害関連緊急砂防等事業費補助 25億円 ・災害関連緊急治山等事業費補助 20億円
		c	(例) ・交通安全対策特別交付金 822億円	
	0.5兆円程度		0.5兆円程度	0.0兆円程度
	上記以外 （分権計画により、原則として廃止・縮減するとされている） 2.9兆円程度		(例) ・在宅福祉事業費補助金 1,118億円 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円 ・児童保護費等補助金 644億円 ・農業共済事業事務費負担金 529億円 1.0兆円程度	(例) ・地方道路整備臨時交付金 7,033億円 ・廃棄物処理施設整備費補助 1,290億円 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,071億円 ・水産物供給基盤整備事業費補助 842億円 1.9兆円程度
合計 12.2兆円程度			7.8兆円程度	4.4兆円程度

(注)：地方分権推進計画（平成１０年５月２９日閣議決定）においては、次のものを除き、原則廃止・縮減を図っていくこととされている。
a…国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの
b…災害による臨時巨額の財政負担に対するもの
c…いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているが、地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの